

改正案	現行
<p>（有価証券届出書の記載の特例）</p> <p>第十一条 有価証券届出書につき、法第五条第一項ただし書（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、同項ただし書及び法第十三条第二項ただし書（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める事項は、当該各号に掲げる事項とする。</p> <p>一 投資法人債券、外国投資証券（投資法人債券の性質を有するものに限る。以下「外国投資法人債券」という。）又は資産流動化証券（法第二条第一項第五号の三に掲げる有価証券（以下「特定優先出資証券」という。）及び外国資産流動化証券のうち法第二条第一項第五号、第五号の三又は第六号に掲げる有価証券の性質を有するものを除く。）につき、その発行価格の決定前に募集を行う必要がある場合</p> <p>イ〜ト（略）</p> <p>チ 投資法人債管理者若しくは投資法人債の管理会社、社債管理者若しくは社債の管理会社、特定社債管理者若しくは特定社債の管理会社又はこれらに類する管理会社（以下この号及び第二十五条第四項第二号ハにおいて「投資法人債管理者等」という。）の名称及びその住所</p>	<p>（有価証券届出書の記載の特例）</p> <p>第十一条 有価証券届出書につき、法第五条第一項ただし書（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、同項ただし書及び法第十三条第二項ただし書（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める事項は、当該各号に掲げる事項とする。</p> <p>一 投資法人債券、外国投資証券（投資法人債券の性質を有するものに限る。以下「外国投資法人債券」という。）又は資産流動化証券（法第二条第一項第五号の三に掲げる有価証券（以下「特定優先出資証券」という。）及び外国資産流動化証券のうち法第二条第一項第五号、第五号の三又は第六号に掲げる有価証券の性質を有するものを除く。）につき、その発行価格の決定前に募集を行う必要がある場合</p> <p>イ〜ト（略）</p> <p>チ 投資法人債管理会社若しくは投資法人債の管理会社、社債管理会社若しくは社債の管理会社、特定社債管理会社若しくは特定社債の管理会社又はこれらに類する管理会社（以下この号及び第十五条第四項第二号ハにおいて「投資法人債管理会社等」という。）の名称及びその住所</p>

リ 投資法人債管理者等の委託の条件

(有価証券報告書の提出を要しない旨の承認申請書の提出の手續等)

第二十五条 (略)

2 特定有価証券に係る令第四条第五項において準用する同条第一項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一・二 (略)

三 令第四条第二項第一号に掲げる者については、解散を決議した株主総会の議事録(会社法(平成十七年法律第八十六号)第三百十九条第一項の規定により株主総会の決議があつたものとみなされる場合には、当該場合に該当することを証する書面)の写し及び解散の登記をした登記事項証明書又はこれらに準ずる書面

四〇六 (略)

3 (略)

4 前項に規定する数は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ当該各号に定めるところにより算定するものとする。

一 (略)

二 内国特定有価証券

イ・ロ (略)

ハ 内国投資証券(ロに掲げるものを除く。) 基準特定期間の末日において投資法人債管理者等の有する当該投資法人債券の所有者の名簿に記載されている者の数

二〇八 (略)

リ 投資法人債管理会社等の委託の条件

(有価証券報告書の提出を要しない旨の承認申請書の提出の手續等)

第二十五条 (略)

2 特定有価証券に係る令第四条第五項において準用する同条第一項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一・二 (略)

三 令第四条第二項第一号に掲げる者については、解散を決議した株主総会の議事録の写し及び解散の登記をした登記事項証明書又はこれらに準ずる書面

四〇六 (略)

3 (略)

4 前項に規定する数は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ当該各号に定めるところにより算定するものとする。

一 (略)

二 内国特定有価証券

イ・ロ (略)

ハ 内国投資証券(ロに掲げるものを除く。) 基準特定期間の末日において投資法人債管理会社等の有する当該投資法人債券の所有者の名簿に記載されている者の数

二〇八 (略)

(有価証券報告書の添付書類)

第二十七条 特定有価証券の発行者が有価証券報告書に添付すべき書類として法第二十四条第六項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる有価証券の発行者の区分に応じ、当該各号に掲げる書類（以下この条において「定款等」という。）とする。ただし、定款等について、当該有価証券報告書に記載されたもの又は当該有価証券報告書提出前五年以内に当該有価証券報告書に係る特定有価証券と同一の種類の特定有価証券について提出された有価証券報告書に添付して提出されたもの（以下この条において「前添付書類」という。）がある場合には、定款等と前添付書類とで異なる内容の部分とする。

一 国内投資信託証券の発行者

イ (略)

ロ 当該有価証券報告書の提出者について、当該有価証券に係る特定期間末日以前に終了した直近の事業年度に係る会社法第四百三十五条第二項の貸借対照表及び損益計算書並びに会社法施行規則第九十一条第一項の注記表又は注記表を作成していない場合は、関連する注記を含む貸借対照表及び損益計算書（以下この項において「計算書類等」という。）で、定時株主総会の承認を受けたもの（外国法人にあっては、これらに準ずるもの）

一の二 (略)

(有価証券報告書の添付書類)

第二十七条 特定有価証券の発行者が有価証券報告書に添付すべき書類として法第二十四条第六項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる有価証券の発行者の区分に応じ、当該各号に掲げる書類（以下この条において「定款等」という。）とする。ただし、定款等について、当該有価証券報告書に記載されたもの又は当該有価証券報告書提出前五年以内に当該有価証券報告書に係る特定有価証券と同一の種類の特定有価証券について提出された有価証券報告書に添付して提出されたもの（以下この条において「前添付書類」という。）がある場合には、定款等と前添付書類とで異なる内容の部分とする。

一 国内投資信託証券の発行者

イ (略)

ロ 当該有価証券報告書の提出者について、当該有価証券に係る特定期間末日以前に終了した直近の事業年度に係る商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百八十一条第一号及び第二号又は株式会社法の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和四十九年法律第二十二号）第二十一条の二十六第一項第一号及び第二号に掲げる書類（以下この項において「計算書類等」という。）で、定時株主総会の承認を受けたもの（外国法人にあっては、これらに準ずるもの）

一の二 (略)

二 外国貸付債権信託受益証券の発行者

イ・ロ (略)

三 内国資産流動化証券の発行者

イ (略)

ロ 当該有価証券報告書の提出者及び当該提出者の主要な関係法人について、当該有価証券に係る特定期間末日以前に終了した直近の事業年度に係る計算書類等（資産流動化法第百二条第二項の貸借対照表及び損益計算書を含む。）で、定時株主總會（資産流動化法に規定する定時社員總會を含む。）の承認を受けたもの（外国法人にあつては、これらに準ずるもの）

四〇五 (略)

2 (略)

(臨時報告書の記載内容等)

第二十九条 (略)

2 法第二十四条の五第四項の規定により臨時報告書を提出すべき特定有価証券の発行者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる事項を記載した臨時報告書三通（当該特定有価証券が資産信託流動化受益証券である場合において、原委託者管轄財務局等が受託者管轄財務局等と異なるときは当該異なる原委託者管轄財務局等の数に三を加えた通数）を作成し、財務局長等に提出しなければならない。

一 (略)

二 主要な関係法人の異動があつた場合

二 外国貸付債権信託受益証券の発行者

イ・ロ (略)

三 内国資産流動化証券の発行者

イ (略)

ロ 当該有価証券報告書の提出者及び当該提出者の主要な関係法人について、当該有価証券に係る特定期間末日以前に終了した直近の事業年度に係る計算書類等（資産流動化法第八十五条第一項第一号及び第二号に掲げる書類を含む。）で、定時株主總會（資産流動化法に規定する定時社員總會を含む。）の承認を受けたもの（外国法人にあつては、これらに準ずるもの）

四〇五 (略)

2 (略)

(臨時報告書の記載内容等)

第二十九条 (略)

2 法第二十四条の五第四項の規定により臨時報告書を提出すべき特定有価証券の発行者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる事項を記載した臨時報告書三通（当該特定有価証券が資産信託流動化受益証券である場合において、原委託者管轄財務局等が受託者管轄財務局等と異なるときは当該異なる原委託者管轄財務局等の数に三を加えた通数）を作成し、財務局長等に提出しなければならない。

一 (略)

二 主要な関係法人の異動があつた場合

<p>イ 当該主要な関係法人の名称、資本金の額及び関係業務の概要</p> <p>ロ (略)</p> <p>三・四 (略)</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(有価証券通知書等の提出先)</p> <p>第三十条 有価証券通知書(第七条において準用する第五条第一項の規定による有価証券通知書を含む。)及びその添付書類を提出する場合において、その提出者が貸付債権信託受益権の発行者(当該貸付債権信託受益権を発行する場合に限る。以下この項において「内国会社等」という。)であるとき、又は有価証券届出書、有価証券報告書、半期報告書、臨時報告書、令第四条第四項において準用する同条第一項の規定による承認申請書、法第二十五条第四項の規定による申請に係る書類及び第二十五条第六項に規定する書類並びにこれらの添付書類を提出する場合において、その提出者が内国会社等で次の各号のいずれかに該当するものであるときは、当該内国会社等の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)に提出しなければならない。</p> <p>一 資本金の額が五十億円未満の会社</p> <p>二 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>イ 当該主要な関係法人の名称、資本の額及び関係業務の概要</p> <p>ロ (略)</p> <p>三・四 (略)</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(有価証券通知書等の提出先)</p> <p>第三十条 有価証券通知書(第七条において準用する第五条第一項の規定による有価証券通知書を含む。)及びその添付書類を提出する場合において、その提出者が貸付債権信託受益権の発行者(当該貸付債権信託受益権を発行する場合に限る。以下この項において「内国会社等」という。)であるとき、又は有価証券届出書、有価証券報告書、半期報告書、臨時報告書、令第四条第四項において準用する同条第一項の規定による承認申請書、法第二十五条第四項の規定による申請に係る書類及び第二十五条第六項に規定する書類並びにこれらの添付書類を提出する場合において、その提出者が内国会社等で次の各号のいずれかに該当するものであるときは、当該内国会社等の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)に提出しなければならない。</p> <p>一 資本の額が五十億円未満の会社</p> <p>二 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>
--	--